

## 件名：商店街再開発構想について

(平成23年11月24日受付)

旧西条市の商店街再開発構想がわかりにくいので、広報紙等で明らかにしてほしい。

### (回答)

商店街についてのご意見、誠にありがとうございます。

地元商店街が実施主体となって取り組んでいる「西条紺屋町商店街整備事業」は、子どもから高齢者まで幅広い世代の方々が安全安心に商店街で楽しく時間を過ごせるよう、平成24年度末を目標に紺屋町商店街をAからEの5地区に分け、店舗、住宅及びアーケード等の整備を行うこととしております。

整備内容については、A地区は商業店舗・住宅、B地区は商業店舗・住宅・駐車施設、C地区は産直市等の商業店舗・駐車施設、D地区は商業店舗・駐車施設、E地区は医療施設・住宅・駐車施設を計画し、また、アーケードについても、現在のアーケードを撤去し、新設整備する予定で、通行量や居住人口の増加などによる賑わい等、事業効果の発現に期待が寄せられています。

先般、新聞折込チラシで事業実施主体である地元より同事業につきまして周知がありましたが、今後におきましても、整備内容等が具体化した段階において、市の広報紙・ホームページや地元の広報活動等を通じて周知を図っていくよう努めてまいりたいと考えております。

今後も地元商店街からの情報協力のもと、まちの魅力の創出に向けた取り組み並びに情報の発信を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(担当：商工労政課・都市計画整備課)

## 件名：浄化槽の汲み取りについて

(平成24年1月12日受付)

浄化槽の汲み取りは、市内でも地域によって別の業者が来て、料金が大きく違う。安い業者をお願いしたくても、地域で業者が決められているようできない。業者を選べるようにするべきだ。

### (回答)

日頃より、市の環境衛生行政にご協力いただきありがとうございます。

浄化槽の清掃（汲み取りを含む）は、合併前の行政区域単位でその区域の許可業者が実施しているのが現状です。

この許可区域割での実施につきましては、合併前からの慣例もありまして、早急に見直しということにはなりません、市民の皆さんの意見も聴きなが

ら検討していきたいと存じます。

なお、同じ人槽の浄化槽でも種類、汚泥のたまり具合及び清掃の頻度により、汲み取り料金に差異が生じます。この料金につきましては、契約時に家主と十分協議するよう業者を指導しております。市としましては、料金に関する苦情があれば、その状況等について調査をしております。

以上ご理解くださいますようお願いいたします。

(担当：環境衛生課)

### **件名：登山道の修復について**

(平成24年1月24日受付)

横峰寺へ上る登山道が、5ヶ所以上去年の台風で崩れて歩行が困難だ。早く直してほしい。

#### **(回答)**

ご指摘の登山道は、昨年9月に発生しました台風12号により被災し、歩行困難な箇所や、登山者が危険な箇所が谷あいを中心に数箇所生じました。

被災後すぐに、登山道の入口には、注意を促す看板を設置したところですが、今月より、危険な箇所や通りにくい箇所を中心に、階段の設置、土入れなどの修繕作業を実施いたします。なお、修繕期間中には、ご不便をお掛けすることがあろうかと存じますが、ご了承ください。

今後とも、多くの方が安全に登山を楽しめるよう、お気づきの点がございましたら、ご意見等お寄せいただきますようお願い申し上げます。

(担当：観光振興課)

### **件名：広報紙への広告掲載均等化について**

(平成24年1月31日受付)

広報裏表紙への広告掲載は、比較的大口、例えば年間をとおした契約が優先されているとのことである。しかし、零細の者にとっては、1ヶ月の掲載余裕しかない場合もある。掲載業者決定に際しては、一定の条件をクリアした者には抽選方式もしくは登録順番制等の選定方法採用をお願いしたい。

#### **(回答)**

広報紙への広告掲載に関するご意見をありがとうございました。

お尋ねの件につきましては、「西条市広告掲載事業実施要綱」に基づき定められた「広報さいじょう広告掲載要領」が根拠規定となっております。

その中で、「広告の掲載は、次の優先順位によるものとする。なお、同じ順位の場合は、掲載希望月の多いものを優先することができる。」として、以下、公益性の高いものより第1位から4位までの順位を定めております。

これは、広告掲載事業を市の新たな財源確保の手段と位置付け、その広告掲載料収入を市民サービス向上や地域経済活性化に活用するため、より多くの収入確保に努めたいと考えていることによるものであります。

おかげさまで、平成22・23年度には広報紙の広告枠は完売いたしました。事業開始以降それまでの間は売れ残りが生じておりましたことから、現在は掲載希望月数の多いお申し込みを優先しているところであります。

しかしながら、本事業がさらに定着し、今後、広告掲載のお申し込み数の確保が安定的に見込まれる状況となった時点には、ご提言のような選考方法も含めた「要領」の見直しも検討させていただきたいと存じておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(担当：総務課)

### 件名：東予運動公園テニスコート利用について

(平成24年2月23日受付)

毎週金曜日、20時から22時までテニスコートを利用している。昨年末から突然翌日が試合の場合、利用時間が21時半までになった。

事前予約をしていた場合でも後日試合の予定が入ると、一方的に利用時間を変更される。また、利用申請時間の10分から15分前にプレーを止めてコートを出る様に指示されることもある。

公開されている開場時間は8時半から22時になっているので、時間通りの利用をさせてもらいたい。

### (回答)

この度は、当テニスコートご利用の際に、職員の対応の悪さから不愉快な思いをされたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

開場時間は、8時半から22時までとなっておりますので、予約時間通りのご利用をしていただくのが当然のことであり、今後はこのようなことのないよう指導を徹底し、気持ちよくご利用いただけるよう努力してまいります。

これからも、引き続きご利用いただきますようお願いいたします。

誠に申し訳ございませんでした。

(担当：スポーツ健康課)

## 件名：学童保育について

(平成 24 年 2 月 29 日受付)

仕事をしているので、長期休暇や土曜日、振替休日などの学童保育の時間を、もう少し早くから遅くまでにしてほしい。午前 7 時半から、午後 6 時までみてほしい。

小学校以外の学童保育などがあれば教えてほしい。

### (回答)

ご意見いただき、ありがとうございます。

現在、土曜日や長期休暇等の学校休業日における市内児童クラブの実施時間は、全地区午前 8 時 30 分から午後 6 時までとなっています。

ご意見のありました午前 8 時 30 分以前の預かりを含め、児童クラブ実施時間以外におけるお子様の預かり等の対応としまして、西条市では、その不安を解消し、子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を行っています。

ファミリーサポートセンター事業では、児童クラブ等への送迎、児童クラブ等の開始までの時間や終了後の時間の預かりも行っていますが、現在、午前 8 時 30 分以前の預かりに対応できる提供会員の確保ができていませんので、今後、提供会員の拡大に努めてまいります。

また、市内にある市以外が運営する施設での預かりとしましては、次の 2 施設が小学生の一時預かりを行っています。

○プッチ・グレース 西条市大町 802-34 TEL0897-53-9038

預かり時間 午前 7 時から午後 9 時

○のぞみ保育園 西条市明屋敷 657-5 TEL0897-55-6556

預かり時間 午前 7 時から午後 7 時

利用方法等詳しいことは、施設へお問い合わせください。

今後もお気付きの点などございましたら、ご意見などいただきますようお願い申し上げます。

(担当：女性児童福祉課)